

程度一人当たり負担量が現実に減っていくという計算になるのですか。

○説明員(秋吉良雄君)　ただいま先生ちよとむずかしいけれども……。

民事局のほうからもしあれでございま
したら御答弁したほうがいいと思いま
すが……。

ではなくて、現実にそれでは大蔵省自身も、こういう数字、たとえば三十九年度では事件数が三三六になる、それから従事人員は一二二しか伸びていない、一人当たり負担量は二七五になつておる、こういう事実そのものは認めのですか、あるいは、法務省の出したのはいや、これは根拠が薄弱だというふうなふう。

○説明員(秋吉良雄君) この数字は全く事実でございますから、これについてとやかく言うつもりはさらさらございません。

○稻葉誠一君 そうすると、この計算の結果として、千人ですか、千人といふのはほかもまして千人ですか。六百人でしたか、法務局では。それだけの人員が必要だというのですね、法務省としては。そこで、大蔵省のほうでは二百人でいいというのだから、二百人でいいということについては根拠がなければならないわけです。その根拠として考えられるのは、いろんな機械類や何かを入れるから一人当たりの負担量がこれだけ減るのだという計算が根拠になつて、それで二百人でいいんとということになるわけでしょう。だ

から、その間の、機械や何かを入れた
ので一体どれだけ一人当たりの負担量

が減るのか、そこら辺の計算はどういうふうにしているわけですか。それではなければ二百人でいいんだということとの根拠が出てこないじゃないですか、大蔵省として。

う数字が出たかという御指摘がございましたが、何しろ私どもとしては、また二度繰り返すようではなはだ恐縮でございますが、やはり定員、機構というものは極力抑制するという方針がございまして、こういった特殊な事情のものに限つてのみ定員の増加をはかると、いう措置をやつておるわけでございま

す。このように非常に件数があふえておりますことにかんがみまして、これに比例してふやすということは、確かに算術的にも理論的にもそういう主張は大いにできるかと思いますが、そういった政府としての予算編成方針にからんがみまして、それ以外の面で極力過重負担の問題の解消という措置を考慮してまいりまして、先般申し上げましたように、能率機具の整備を相当格段的にやっておるわけでございます。

度的には、過去におきましてはバインダーといふ制度をとつております。こ

これは大福帳式の台帳をペインダー化したわけでござりますが、これは三十四年にたしか終了したかと思ひますが、その後御承知のように登記台帳の一元化という制度をいま進行中でもござります。ことしの今国会に提案されおります不動産登記法の一部改正、御審議いただいていると思いますが、これもそういったいろいろの面の事務の簡便化といふべき事項でござります。

そういういたいろいろの点、それから
行政管理厅の意見等、そういうものを
総合勘案いたしまして、一応三十七年
度百名の増加に対し、三十八年度は
倍の二百名、三十九年度も引き続き二
百名という予算措置をしたわけでござ
ります。

○稻葉誠一君 これは大蔵省のほうへ、あなたに希望するというよりも法務省全体に希望するの、どうも法務省関係の予算となると、法務省の人は大体非常に正直なもので、あまりかけ引きをしないのですから、ついあと回しにされちゃうという傾向があるわけです。そういう点がありますから、これは、法務省のほうで現実に必要で、一人当たり負担量が二七五になつて職員に非常な負担がかかってくるのだから、今後十分にいろいろの面から大蔵省としてもぜひ配慮を願いたい、こう思つたときは期限の利益を失うとか、思つたときは期限の利益を失うとか、ます。

○後藤義陸君 ちょっとお聞きしますが、抵当権設定の場合に、年賦払いの場合に、たとえば一回でも支払いを

あるいはまた、利息の率が今まで日歩二錢であつたのを今度五錢にする

○政府委員(平賀健太君)期限の利益の喪失約款、これは弁済期に関するございますので、現行法のもとではそれは登記しているわけでございます。しかし、今度の改正案におきましては、弁済期に関する事項は登記しないことになりますので、それは登記さ

それから利率を変更したいというような場合でございますと、これは変更届けをしなければ第三者対抗力がないということになるわけでございます。

二銭であったのを今度五銭にするといふようなことを約束した場合には、そのことを登記するのかしないのかということです。今度の新しい登記制度では。

○政府委員(平賀健太君) それは最初から登記いたします。

○委員長(中山福蔵君) それでは、本審に対する質疑は、一応この程度にとどめます。

○委員長(中山福蔵君) 次に、検察及び裁判の運営等に関する調査を議題とし、国を当事者とする訴訟に関する件につき稲葉君から発言を求められておりますので、これを許します。稲葉君。

局の中の書成は、どう、うやうこよつて

○政府委員(青木義人君) お答えいた
します。
訟務局は一課から五課までございま
す。それから訟務管理官室が置かれて
おります。
一課では国有財産それから国の債権
の争訟に関する事項、二課では国家賠
償その他の債務の争訟に関する事

○稻葉誠一君 ここ数年来か、あるいは一番新しいところでのわかっている他それ以外の行政の争訟に関する事項、五課では国税の賦課処分の争訟に関する事務、管理官室では国税の徴収の争訟に関する事務をそれぞれ分担しております。

統計、たとえば去年の一月から十二月まではわかつてゐるわけですね。国を当事者とする訴訟の状態はどういうふうになつてゐるでしょうか、概略をひとつお話し願いたい。

○政府委員(青木義人君) 一番新しい昨年度一年の統計の骨子を申し上げますと、まず、本訴事件につきましては、前年まで未済があつたのを旧受として受けたのが二千五百七十五件、それから昨年一年の新受が千三百三十六件、その間の既済が千二百八件で、昨年の年末における未済が二千七百三件であります。

本訴以外の保全処分とか、支払命令とか即決和解、強制執行、そういうような本訴を除きましたその他の事件が、前年度の未済として旧受の事件が八百三十件、新受が三千九百四十六

件、既済が四千十六件、未済が五百六

十件、かようになつております。いまの数字には地方公共団体その他公法人を当事者とする訴訟も若干入つております。

○稲葉誠一君 大きく分けると、民

事、行政、税務、こういうふうに分け

るわけですか。

○政府委員(青木義人君) さようでござります。

○稲葉誠一君 どれが一番多いんで

しょうか。やはり民事関係ですか。

○政府委員(青木義人君) やはり民事

関係が総数で一番多いわけであります。

○稲葉誠一君 原告と被告の別はどう

なつておりますか。

○政府委員(青木義人君) 民事関係の

ほうは、昨年度、国が原告になつてい

る事件が五百八十七件、被告になつて

いるほうは八百八十一件でございま

す。統計のほうの全体のやつは、上訴

の事件も入つているものですから、そ

ういう数字になります。

○稲葉誠一君 その國が原告となる場

合は、どんな場合が多いんですか。

○政府委員(青木義人君) 国有地の不

法占拠の事件とか、あるいはまた医療

費の債権の取り立てであるとか、開拓

資金の貸し付けの取り立てであると

か、そういう國の債権の取り立てのよ

うな事件があるわけであります。

○稲葉誠一君 税務訴訟はどういうふ

うになつておりますか。税務訴訟は、

これはほとんど國が被告になる場合が

多いんでしよう。

○政府委員(青木義人君) 税務の行政

訴訟でありますと、必ず行政庁が被告

になるわけであります。ただ、徵収の

面におきましては、滞納者の債権を差し押えてその債権を取り立てるとか、大

あるいはまた脱税のために名義を他に移しているのをそれをまたもとどおりに戻していくとか、そういうような事

件があります。これは國が原告になつて訴えを起こしておるわけであります。

○稲葉誠一君 このいろいろな詳細な内容は、私もこれは個人的にといふ

か、表をいただいたので、内容を検討しますが、きょうは時間がないので

ちよつとお聞きしておきたいのは、税

金の課税の問題で國が相手方になつて訴えられた、それで國が敗訴になつた

というのを一審で相当あるんですか、どうでしようか。

○政府委員(青木義人君) 税務の行政

訴訟で國が敗訴する案件もかなりある

わけであります。そのペーセンテージはいまよつとここに出しにくいわけ

ですが、相当数あるわけであります。

○稲葉誠一君 これは、私がいただいた資料でいと、七ページの行政事件

のところにあるのか、あるいは税務事

件になるんですか。

○政府委員(青木義人君) さようでございます。この資料の七ページの右の欄の部分がこれに当たるわけであ

ります。

○稲葉誠一君 いや、どちらのほうで

ざいます。この資料の七ページの右の欄の部分がこれに当たるわけであ

ります。

○政府委員(青木義人君) この訴訟

は、宮崎の地方裁判所に三十六年に提起された案件でござります。

○政府委員(青木義人君) この訴訟

は、宮崎の地方裁判所に三十六年に提

出された案件でござります。

○政府委員(青木義人君) その概要を申し上げますと、熊本管

林局の高千穂管林署に勤務している職員についての超過勤務手当が一部未払

いであるという理由で、その職員五十名から國を相手にいたしまして、三十五年一ヵ年分の超過勤務の未払い分

九十五件であります。賦課事件で決のうち、三十件敗訴しておるのであ

ります。

○稲葉誠一君 その詳細はまた別な機会に伺います。

それから、これはあれですか、大ざっぱにいいますと、どういう点が敗訴の原因になつているのでしょうか。

す。

○稲葉誠一君 それ一件ですか、ほかにありませんか。

○政府委員(青木義人君) 一件であります。

○稲葉誠一君 それでは、その詳細は

種の形の事件があるものでござります。

から、税法自体の解釈が税務当局のとつていての解釈と違つた見解で判決さ

れる場合もありますし、また所得の認定にあたりまして計数的にやはり十

分立証がつかなかつた、こうしたこと

で敗訴になる、主として事実認定の關係から出てくるものもあるわけでござります。

○稲葉誠一君 もう一つお聞きしたい

のは、今度は国家公務員の関係で、非

常に超過勤務が多いわけですね。超過勤務が多いけれども、超過勤務につい

て全額支払われていないわけですね。

普通五割とか六割とか——むろんこれ

は官庁によって違うと思いますが、そ

れで当然全額を支払うべきだというの

で訴訟が起きておるというふうに私聞

いておるのですけれども、それはどう

いうふうな状態になつておるのでしょ

うか。

○政府委員(青木義人君) この訴訟

は、宮崎の地方裁判所に三十六年に提

出された案件でござります。

○政府委員(青木義人君) その概要を申し上げますと、熊本管

林局の高千穂管林署に勤務している職員についての超過勤務手当が一部未払

いであるという理由で、その職員五十名から國を相手にいたしまして、三十五年一ヵ年分の超過勤務の未払い分

九十五件であります。賦課事件で決のうち、三十件敗訴しておるのであ

ります。

○稲葉誠一君 原告の主張と国側の主

張を説明してください、主觀を交えな

いで。

○政府委員(青木義人君) 原告のほう

も被告のほうも、この点については見

解が一致しております。超過勤務手当

の支払い義務が國として生ずるのは、

超勤務命令が出ており、かつ、その

命令に基づいて時間外勤務をした、こ

のものが原告側の言い分になるわけであ

ります。

務手当の支払い義務が出る、この点で

は両当事者に争いのないところであります。ただ、超過勤務命令が出ている

かどうか、この点が争点なのであります。

この事件におきまして管林当局側の

ほうの見解は、超過勤務命令は一般給

付法並びに人事院規則、人事院細則に記載し、それに捺印して、それに基づきまして所属の長が超過勤務命令

令した場合には、超過勤務等命令簿に登載され、超過勤務命令簿に登載された場合に、超過勤務命令は出ておらず、記載し、それに捺印して、それに基づきまして所長が超過勤務命令簿に登載されると、百時間やつた、実際には六十時間分しか払わない、あの四十時

間分を払えといつてきた場合に、実際に四十時間上司の命令によつて勤いた

証拠があるわけですね。その場合に、あれですか、この四十時間分は法律的

に払わなくてもかまわないという見解

を法務省側はとつておるのでしよう

が、かりにとつておるとすれば、その根拠はどういうふうにしてとつておる

のか、そこだけお伺いしたいと思いま

す。そのお考えに対する批判や何か

は、私また別の機会にいたしたいと思

います。

○政府委員(青木義人君) いま御指摘

の問題が先ほど申し上げましたこの事

件における中心の争点になつておるわ

けであります。その争点を簡単に申し上げて……

○政府委員(青木義人君) いま御指摘

の問題が先ほど申し上げましたこの事

件における中心の争点になつておるわ

けであります。その争点を簡単に申し

上げて……

○政府委員(青木義人君) 原告の主張と国側の主

張を説明してください、主觀を交えな

いで。

行政府側のほうの見解は、先ほど申し上げましたように、人事院規則以下の規定に基づきまして、成規の超過勤務命令簿に登載されなければ超過勤務命令は出されているわけではない、かような見解であります。そこが本件の主たる争点になつております。

○福葉誠一君 そうすると、超過勤務命令簿に記載してあれば、かりにそこまでの予算がなくても、それは上司が國の認めた規則に違反なるかならぬかは別として、記載してあれば、予算がなくとも、当然払わなければならぬ義務が國として発生するわけですか。

○政府委員(青木義人君) 超過勤務命令簿に登載されておりますれば、これは当然國として支払う義務があるわけであります。予算がないから支払わないというわけには参らないと思いますし、当然敗訴判決になることは必定であると思います。本件では、超過勤務命令簿に登載された分は全部支払い済みになっているわけであります。

○福葉誠一君 いまの最後のお答えでも大体わかるのですが、そこで、いろいろこまかい問題が出てくると思うのです。人事院規則の関係とか、いろいろ問題が出てくると 思いますから、私はもう少し研究しまして、別の機会に質問したいと思っております。きょうはそれだけの答えをいただいて私の勉強の一つの手がかりができましたから、これで終わります。

○委員長(中山福蔵君) それでは、本件は一応この程度にとどめまして、本日はこれをもって散会いたします。

午後二時五会散会

昭和三十九年三月十三日印刷

昭和三十九年三月十四日發行

參議院事務局

印刷者 天城省印刷局